5　森林法第34条第２項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－２－③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

6　漁港漁場整備法第39条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－３に必要事項を記載の上、これを添付すること。

7　海岸法第７条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－４－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

8　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第１号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

9　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第２号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－③に必要事項を記載の上、これを添付すること。

10　海岸法第８条第１項の許可を受けなければならない行為（同項第３号に掲げる行為に限る。）を行う場合にあっては、別表３－４－④に必要事項を記載の上、これを添付すること。

11　自然公園法第20条第３項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－５－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

12　自然公園法第33条第１項の届出をしなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－５－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

13　温泉法第３条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－６－①に必要事項を記載の上、これを添付すること。

14　温泉法第11条第１項の許可を受けなければならない行為を行う場合にあっては、別表３－６－②に必要事項を記載の上、これを添付すること。

（添付書類）

以下の書類を添付すること。

（１）申請者が法人である場合にあっては、その定款又はこれに代わる書面（申請者が法人でない団体である場合にあっては、規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類）

（２）申請者の最近２期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近１年間の事業内容の概要を記載した書類）

（３）整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の位置を明らかにした図面

（４）整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の規模及び構造を明らかにした図面

（５）３（２）を記載する場合にあっては、整備をしようとする農林漁業関連施設の位置を明らかにした図面並びに規模及び構造を明らかにした図面

（６）バイオマス発電の設備を整備しようとする場合にあっては、原料調達先が確保されていることが確認できる書類等

（別表１）

再生可能エネルギー発電設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

番号	設備の種類	必要な資金の額			調達方法					備　考
		①設備投資額	②初年度の運転資金額	合計（①＋②）	①自己資金	②借入金	③補助金等	④その他	合計（①＋②＋③＋④）	
i										
ii										
iii									-	
合　計										

（注）１　（別紙）の２（１）の再生可能エネルギー発電設備の番号と対応するように記載すること。

２　「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。

３　「借入金」・「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

４　附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

（添付書類）

預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。